

箕 面 浄 水 場

消防用設備等点検業務委託仕様書

消防用設備等点検業務委託仕様書

本仕様書は、水道施設に設置する消防用設備等の点検業務について、甲（箕面市上下水道局）乙（受託者）に発注する業務内容を示すものである。

1. 履行場所

箕面市 箕面 地内 他

2. 対象施設

施設名称	所在地	延べ床面積
・ 箕面浄水場 (新管理棟及び膜ろ過棟)	箕面 2-7-1	2, 379 m ²
・ 新家北受水場	栗生新家 2-15-1	396 m ²
・ 新家南受水場	栗生新家 1-6-11	121 m ²
・ 桜ヶ丘浄水場	桜ヶ丘 2-10-7	255 m ²
・ 坊島受水場 (旧管理棟及び新管理棟)	坊島 2-3-1	551 m ²
・ 川合受水場（彩都）	彩都栗生南一丁目	425 m ²
・ 彩都低区配水地 (中継ポンプ棟)	栗生間谷東八丁目	367 m ²

3. 業務範囲

上記対象施設に設置する消防用設備等について、消防法第17条の3の3に基づいた点検を消防法で定める有資格者により実施する。

対象施設の消防用設備等は、別紙「消防用設備等一覧表」を参照。

なお、下記業務は、本委託業務範囲とする。

- ・ 点検結果に伴う不具合原因調査
- ・ 点検結果に伴う改修見積の作成
- ・ 簡易修繕（物品の支給は甲とする）

※但し、簡易修繕は、点検日程に影響を与えない程度の業務範囲に限る。

4. 実施時期

機器点検：8月頃、2月頃

総合点検：2月頃

5. 共通事項

(1) 受託業務実施計画書の提出

乙は、受託した業務の実施にあたっては、甲の指定する様式により、受託業務実施計画書を作成し、事前に甲の承認を得ること。

(2) 研修の実施

1) 乙は、各業務に従事させる従業員に対して、必要に応じて人権研修及び接遇研修を実施し、その報告書を甲に提出すること。

- 2) 乙は、各業務内容を十分に把握するとともに、業務毎の研修を必要に応じて随時実施し、従業員の技術及び知識等の維持向上に努めること。
- (3) 名札、服装について
 - 1) 乙は、全ての業務従事者について、名札を着用させること。
 - 2) 乙は、全ての業務従事者に、市民の目に触れることを自覚させ、服装や身だしなみについては清潔感を与えるよう十分に配慮すること。
- (4) 連絡体制について

乙は、業務従事者の中から総括責任者を1名選任するとともに、各業務毎に責任者を1名配置し、書面により甲に届け出ること。なお、甲から総括責任者へは常時連絡のとれる体制をつくるものとし、総括責任者が特段の事情により連絡のとれない場合は、各業務責任者に必要な指示ができる体制を整えること。
- (5) 業務報告

乙は、業務の実施状況について、下記のとおり報告すること。

 - ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

各施設毎	3 部
------	-----
 - ・ 不良箇所報告書（不良箇所のわかる写真を添付のこと）

各施設毎	2 部
------	-----
 - ・ 施行（点検）写真

各点検毎	1 式
------	-----
 - ・ その他市が必要とする書類

	1 式
--	-----

6. その他

- (1) 本業務については、関係法令等を遵守のうえ、適切に遂行すること。
- (2) 本委託において、関係官公庁への報告等の必要な場合は、受託者が代行し、関係書類の作成、提出を行うこと。
- (3) 本委託に伴って発生した施設内での事故、損害については、受託者の責務とする。
- (4) 本委託契約に疑義が生じた場合には、双方協議により解決し、その指示に従うこと。

浄水場等消防設備等一覧表

平成29年4月現在

[illegible]